安全運転管理者制度に関する留意事項について(通達)

業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)」(令和3年11月18日付け熊交企第540号)により示したとおり、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の確認(以下「酒気帯び確認」という。)を目視等により行うこと及びその内容を記録して1年間保存することを義務付ける規定については道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第68号。以下「令和3年改正府令」という。)第1条の規定により令和4年4月1日から施行されるとともに、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認を行うこと並びにその内容を記録して1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定(以下「アルコール検知器使用義務化規定」という。)については改正府令第2条の規定により同年10月1日から施行することとされたが、最近のアルコール検知器の供給状況等から、事業所において、十分な数のアルコール検知器を入手することが困難であると認められる国内の情勢を踏まえ、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を適用しないこととする関係法令の整理が行われた。

この「当分の間」について、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、具体的な時期が示されていないが、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用することとされているところ、前記通達により示した留意事項のほか、安全運転管理者制度に関する留意事項は別添「安全運転管理者制度に関する留意事項について(通達)」(令和4年9月9日付け警察庁丁交企発第218号)のとおりであるので、各所属にあっては、これらを踏まえ、関係機関と連携しながら、広報啓発活動等を推進されたい。

※ 別添(略)